

「特定技能」受入れ申請に必要な書類まとめ

1. 在留資格認定証明書交付申請書 / 在留資格変更許可申請書
2. 特定技能外国人の報酬に関する説明書
3. 特定技能雇用契約書

4. 雇用条件書
5. 事前ガイダンスの確認書
6. 支払費用の同意書及び費用明細書
7. 徴収費用の説明書
8. 特定技能外国人の履歴書
9. 健康診断個人票

10. 通算在留期間に係る誓約書

11. 特定技能所属機関概要書

12. 特定技能所属機関の役員に関する誓約書

13. 雇用の経緯に係る説明書

14. 1号特定技能外国人支援計画書
 - ・その他の実績を証明する場合
 - ・四季報又は主務官庁から設立の許可を受けたことを証明する文書の写し
 - ・直近年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の写し

登録支援機関への委託有無で異なる必要書類

受入れに関する一部業務を登録支援機関と呼ばれる外部団体へ委託することができます。委託するかしないかで必要書類が異なります。

委託する場合

- ・支援委託契約書の写し

委託しない場合

- ・支援責任者の就任承諾書及び誓約書
- ・支援責任者の履歴書
- ・支援担当者の就任承諾書及び誓約書
- ・支援担当者の履歴書

特定技能の在留資格を得るルートとして、以下 3 つが考えられます。

- ① 留学生等の中長期滞在からの在留資格「特定技能」へ変更
- ② 技能実習 2 号からの在留資格「特定技能」へ変更
- ③ 海外からの在留資格「特定技能」認定証交付申請

それぞれのケース毎に必要な書類が異なりますのでご注意ください。

留学生等の中長期滞在からの特定技能へ変更の場合

- ・分野別運用方針に定める技能試験の合格証明書の写し又は合格を証明する資料

- ・分野別運用方針に定める日本語試験の合格証明書写し又は合格したことを証明する資料

- ・直近1年分の個人住民税の課税証明書及び納税証明書

- ・給与所得の源泉徴収票

- ・国民健康保険被保険者証の写し

- ・国民健康保険料(税)納付証明書

- ・被保険者記録照会回答票

- ・国民年金保険料領収証書の写し